

様式コード				
3	2	7	0	8
届書コード				
2	7	0		

届書

厚生年金保険(船員) 70歳以上被用者 育児休業等終了時報酬月額相当額変更届

所 長	副 所 長	課 長	担 当 者

◎記入方法については裏面をご参照ください。
◎申出をする方は、太枠部分を記入し、船舶所有者あて提出してください。
◎「※」印欄は記入しないでください。

① 個人番号 (または基礎年金番号)					⑦ 被用者の氏名					② 生年月日			③ 課所符号			④ 船舶所有者 整理記号		⑤ 届書処理区分		送信
					(フリガナ) (氏)(名)					昭和5 平成7 令和9			※					※ 4. 月額変更		
④ 養育する子の氏名				⑦ 養育する子の生年月日				⑨ 育児休業等を終了した 年月日				④ 従前の標準報酬月額 相当額		報 酬 月 額				備 考		
(フリガナ) (氏)(名)				平成 令和				年 月 日 令和				千円		⑦ 通貨によるものの額 円						
												⑧ 現物によるものの額 円								
												⑨ 合 計 円								

⑥ 月額改定年月			⑦ 標準報酬月額相当額			送信
令和 9	年	月	※	千円		

令和 年 月 日 提出

社会保険労務士記載欄
氏名等

受付日付印

申 出 人	☐ 厚生年金保険法施行規則第10条第2項の規定による申出をします。 ※必ず□に✓を付してください。
住 所	
氏 名	
電 話 番 号	

船 舶 所 有 者	届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。
住 所	
氏 名	
電 話 番 号	

【育児休業等を終了した際の標準報酬月額相当額の改定について】

1. 育児休業等終了日において当該子を養育する被用者の育児休業等終了後に受ける報酬が、育児休業等取得前の標準報酬月額相当額と比較して変動した場合、通常の随時改定の要件に該当しなくても、被用者からの申出に基づき、船舶所有者が届け出ることにより、標準報酬月額相当額を改定することができます。
2. 育児休業等終了後に職場復帰せずに、直ちに産前産後休業しているときは改定の対象外となります。

【記入方法(申出人)】

1. 申出をする方は、太枠部分を記入し、船舶所有者に提出してください。この届出を行うに当たっては、被保険者の提出意思を確認するため、必ず被保険者本人が□に✓を付してください。
2. ①は本人確認を行ったうえで、個人番号を記入してください。基礎年金番号を記入する場合は、基礎年金番号通知書等に記載されている10桁の番号を左詰めで記入してください。
3. ㊦および㊧の「フリガナ」は、カタカナで正確に記入してください。

4. ②(生年月日)の年号は、該当する文字を○印で囲んでください。生年月日は、たとえば、昭和19年4月5日生まれの場合は、

昭和5	年	月	日
平成7	1	9	0
令和9	4	0	5

のように記入してください。

5. ㊦(養育する子の生年月日)は、たとえば、令和4年1月1日生まれの場合は、

平成	年	月	日
令和	0	4	0
	1	0	1

のように記入してください。

【記入方法(船舶所有者)】

○報酬月額次は次のとおり記入してください。

㊦は、報酬のうち臨時に受けたものおよび3月を超える期間ごとに受けるもの以外で、金銭(通貨)で支払われる賃金、給料、俸給、手当および賞与並びにこれらに準ずる、船員が労働の対償として受けるすべてのものについて、船員保険法第20条の第1項各号によって算定した額を記入してください。

㊧は、報酬のうち、物品、施設および利益等金銭(通貨)以外で支払われるものについて、船員保険法第22条の規定により厚生労働大臣が定めた価額によって算定した額を記入してください。